

日常生活支援総合事業 第一号通所事業通所介護 重要事項説明書

(令和7年6月21日現在)

1. 事業の目的と運営方針

要支援状態にある方に対し、適正な第一号通所事業通所介護を提供することにより要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業の内容

(1) 施設の名称・所在地等

事業所名 デイサービスセンターだるまさん
指定番号 1276800073
所在地 千葉県長生郡長生村宮成 3496
管理者の氏名 荒井 文江
電話番号 0475-30-0122
FAX番号 0475-30-1266
サービスを提供する対象地域 長生村

(2) 事業所の従業者体制

	職務の内容	常勤	非常勤	合計
管理者	業務の一元的な管理	1名	—	1名
生活相談員	生活相談及び指導	3名	—	3名
看護師又は 准看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能 のチェック及び指導、保健衛生管理	0名	3名	3名
介護職員	介護業務	6名	2名	8名
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のため の指導（看護師が兼務）	0名	4名	4名

(3) 設備の概要

○食堂

利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類を備えます。

○機能訓練室

利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

○その他の設備

設備としてその他に、静養室・相談室・事務室等を設けます。

(4) 定員及び営業時間帯

営業日	定員	営業時間帯	サービス提供時間
月～土曜日	35名	8時30分～18時00分	9時15分～16時30分

3. サービスの内容

- ①運動機能向上
- ②口腔機能向上訓練
- ③栄養改善相談及び指導
- ④健康状態の確認
- ⑤レクリエーション

※送迎・食事・入浴のサービス利用については、ご相談ください。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該第一号通所事業通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□ 介護報酬告示額

(1) 基本料金（1ヶ月につき）

	単位数	利用者負担金額		
		(1割負担の場合)	(2割負担の場合)	(3割負担の場合)
要支援1	1,672単位	1,798円	3,596円	5,394円
要支援2	3,428単位	3,621円	7,242円	10,863円

(2) 加算料金等

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

要支援1	1ヶ月につき	88単位	88円
要支援2	1ヶ月につき	176単位	176円

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

要支援1	1ヶ月につき	72単位	72円
要支援2	1ヶ月につき	144単位	144円

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

要支援1	1ヶ月につき	24単位	24円
要支援2	1ヶ月につき	48単位	48円

科学的介護推進体制加算 1ヶ月につき 40単位 40円

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 算定した単位数の9.0%に相当する単位数

□ その他の費用

(1) 送迎費用

①通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道おおむね 10 km未満 500 円

②通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道おおむね 10 km以上 1,000 円

(2) 食事の提供に要する費用 720 円

(3) おむつ代 実 費

(4) 日常生活費 実 費

5. サービス利用にあたっての留意事項

- ①利用者の体調に変化があった際には、事業所の従業員にご一報ください。
- ②利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、従業員に声をかけてください。
- ③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④従業員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年 2 回利用者及び従業員等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により、事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のための業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及び家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 感染症・災害への対応力強化

感染症や災害が発生した場合も必要なサービスが継続的に提供出来る体制を構築する為、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等に努めます。

13. 契約解除（事業者からの申し出による契約解除）

契約者及び後見人並びに家族等が事業者や職員に対して禁止行為を繰り返すなど、契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、事業者は、文書で通知することにより、即座にこの契約を解除することができます。

《介護サービス利用にあたっての禁止行為》

- (1) 職員に呈して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、シルバーハラスメント、モラルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
- (3) サービス利用中に契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットに掲載すること。

14. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：管理者 荒井 文江

ご利用時間：月～土曜日 8：30～18：00

電話番号：0475-30-0122

公的機関についても、次の機関において苦情申し出ができます。

※長生村役場 健康推進課

所在地：千葉県長生郡長生村本郷 1-77

電話番号：0475-32-6810

※千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課

所在地：千葉県千葉市稲毛区天台 6-4-3

電話番号：043-254-7426

※苦情処理第三者委員

吉野 正之 並木 武彦 0475-30-0121

公正中立な立場で、苦情を受け付けて相談にのっていただける委員です。

15. 協力医療機関

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名称 長生八積医院
- ・住所 千葉県長生郡長生村金田 2583

- ・名称 長生診療所
- ・住所 千葉県長生郡長生村一松 1281-1

- ・名称 もといハッピークリニック
- ・住所 千葉県長生郡長生村一松乙 2005-47

・協力歯科医療機関

- ・名称 古山歯科
- ・住所 千葉県長生郡長生村岩沼 2578

16. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご利用者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

指定第一号通所事業通所介護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 千葉県長生郡長生村宮成 3496 番地

事業所名 社会福祉法人 長生会

デイサービスセンターだるまさん

(指定番号 1276800073)

事業者名 理事長 鈴木 勝 幸 ⑩

説明者 ⑩

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定第一号通所事業通所介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住所

氏名 ⑩

<利用者代理人>

住所

氏名 ⑩ (続柄)